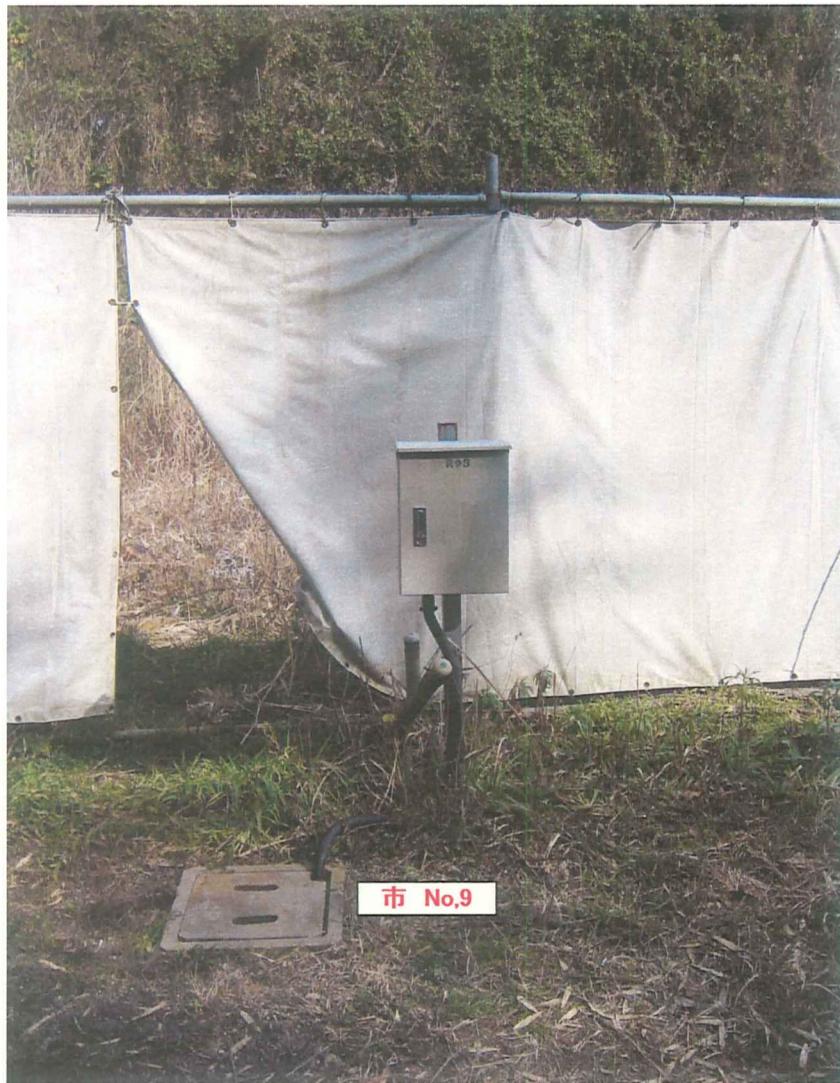
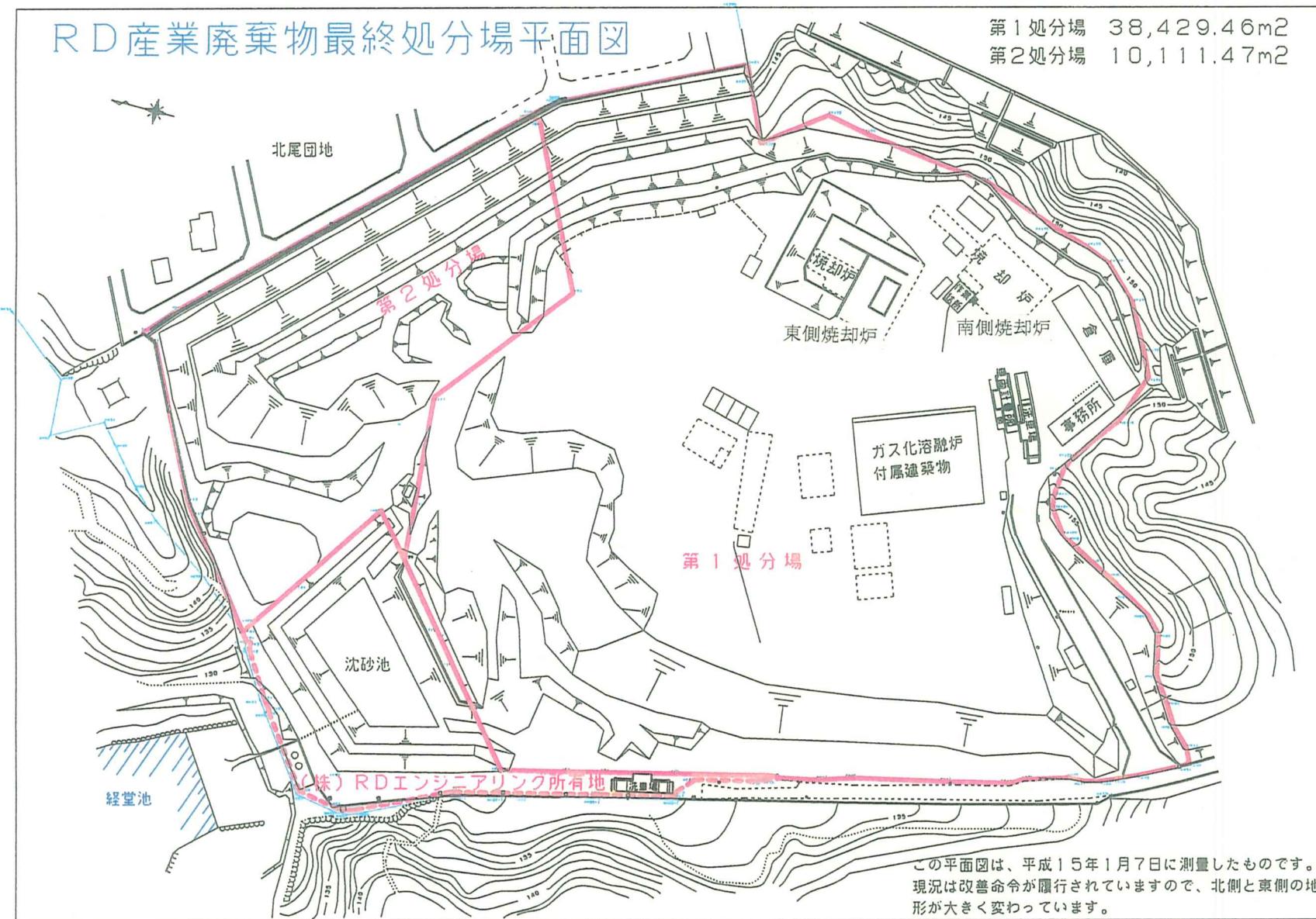




市事前No.8観測井戸全景



市No.9観測井戸全景



R D 最終処分場の既存焼却炉について

1. 東側焼却炉 (株)拓洋技研 TAK-5000)

平成 7 年 10 月 31 日 産業廃棄物処理業変更届受理

(昭和 61 年 12 月 5 日付けで (佐野産業名で) 処分業 (事業範囲変更) 許可を受けた木くずの焼却炉 (能力 : 2.5 t / 日、中島鉄工所焼却炉 NW-II) の処理能力の低下のため設置)

- 許可内容 (当該焼却炉にかかる内容のみ)
品目 : 木くず
能力 : 4.8 t / 日
- 燃焼方式 乾溜式焼却炉 (炉内堆積ガス化燃焼方式)。

平成 14 年 11 月 15 日 焼却施設の廃止

東側焼却炉



位置:
撮影日:



位置:
撮影日:



位置:
撮影日:

位置:
撮影日:



位置:
撮影日:

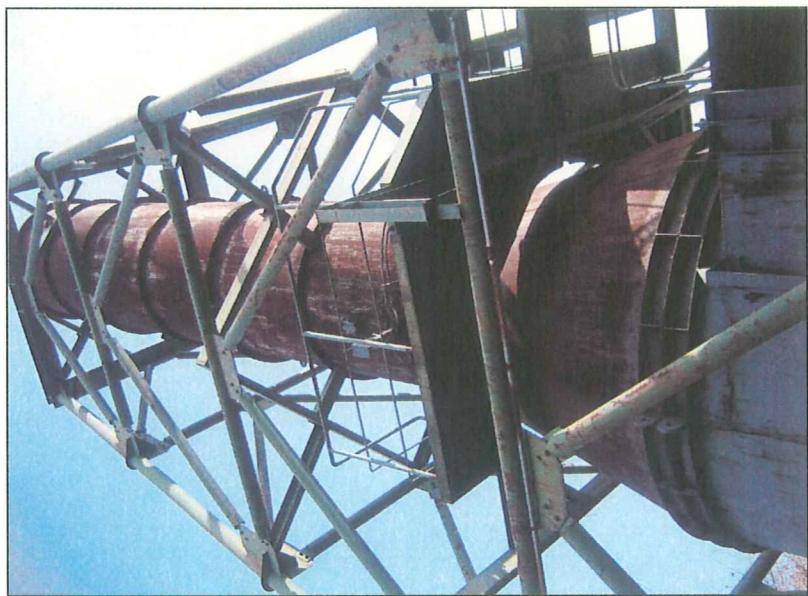


位置:
撮影日:





位置:
撮影日:



位置:
撮影日:

2. 南側焼却炉（キンセイ産業G B-3000W）

平成元年1月17日 産業廃棄物処分業の許可を取得

- ・ 許可内容（当該焼却炉にかかる中間処理（焼却）により取得した内容のみ）
品目：無害汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類、（ガラス陶磁器くず）
能力：4.8t／日（木くずが主）
- ・ 燃焼方法 乾溜ガス化燃焼方式
2基の乾溜炉で 80°C～260°Cまでガス化を推進しながら燃焼させ、気化された燃焼ガスを2次炉（バーナー炉）で完全燃焼させる構造。

最終許可状況 事業範囲変更許可

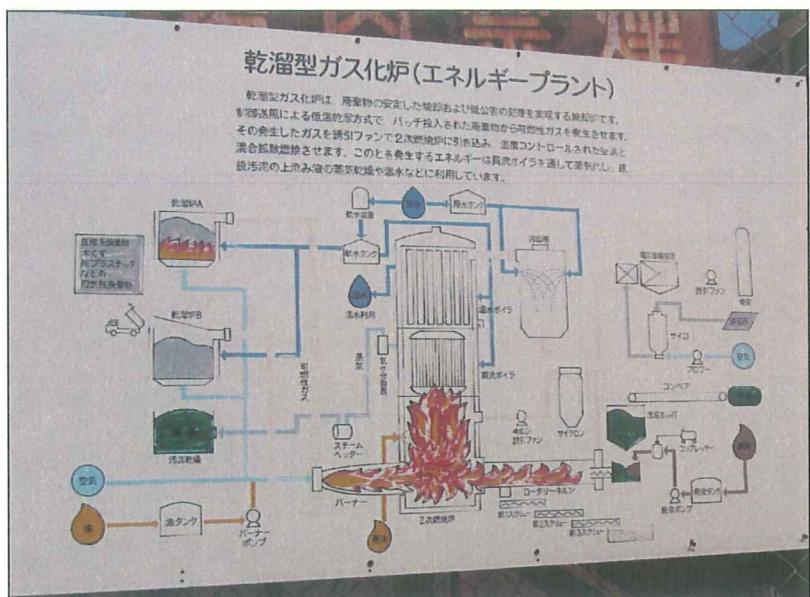
その後、数回の変更許可により処理品目および能力を変更した。

平成3年9月7日付けの変更許可では、油泥および汚泥の乾燥・焼却を目的とし、焼却炉からの燃焼ガスを利用したロータリーキルンを増設している。

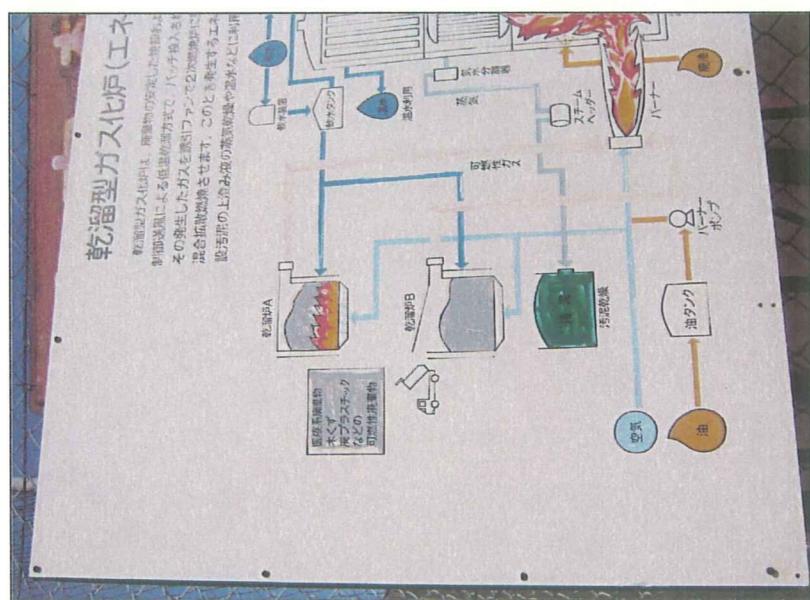
（また、このころより24時間操業体制伴う処理能力の増も見受けられる）

- ・ 許可内容
 - ① 普通産廃
(焼却)
品目：有機性汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類
能力：汚泥 8.1m³／日、廃油 6.0m³／日、廃酸 1.0m³／日、廃アルカリ 1.0m³／日、廃プラスチック類 9.0t／日、木くず 14.4t／日、
その他の廃棄物 0.144t／日
(乾燥)
品目：無機性汚泥
能力：20.8m³／日、10.0m³／日
 - ② 特管産廃
(焼却)
品目：汚泥（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むもの）、廃油、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性廃棄物
能力：汚泥 8.1m³／日、廃油 6.0m³／日、廃酸 1.0m³／日、廃アルカリ 1.0m³／日、感染性廃棄物 14.4t／日、

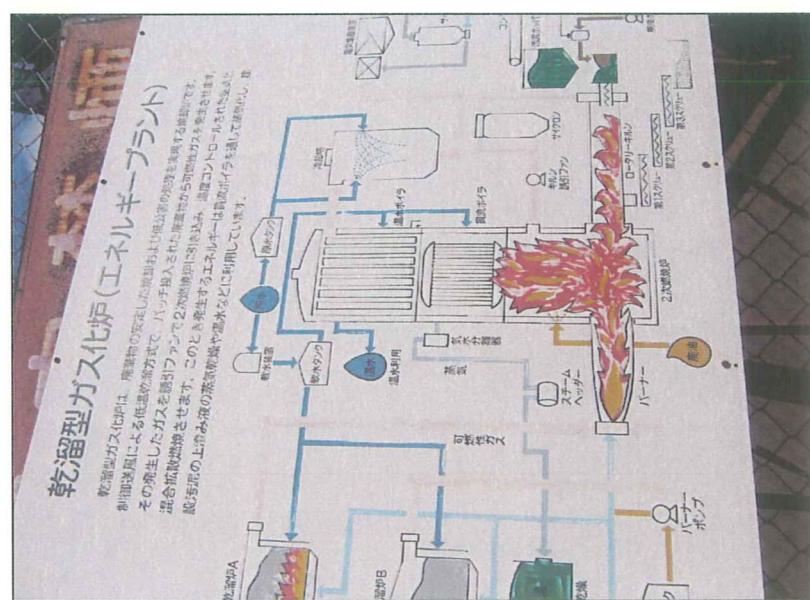
南側焼却炉



位置:
撮影日:



位置:
撮影日:



位置:
撮影日: